

## 1 概要

- (外交)2日、ボリッチ大統領、訪智したグテーレス国連事務総長と会談実施。
- (内政)7日、主要先住民過激派組織指導者の裁判で被告に懲役23年の判決。
- (外交)22日、ボリッチ大統領、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談実施。
- (外交)24日、バン・クラベレン外相、2023-24年の外交政策の説明会を開催。
- (内政)25日、2月のバルパライソ州大火災の放火容疑者として2名を逮捕。
- (外交)27日、バン・クラベレン外相、訪亜し、モンディノ亜外相と会談実施。

## 2 内政

### (1)新たな国家 AI 政策の発表

5月2日、アイセン・エチェベリ科学技術・知識・イノベーション大臣は、2026年に向けた人工知能(AI)の開発と導入におけるチリの指針となる新たな国家AI政策を発表した。2021年に、人材育成、インフラ改善、AI研究基金の設立などを含む最初の国家AI政策が発表されたが、その後の生成AIの登場による影響を考慮し、今回の改定版ではガバナンスと倫理の問題をより深く掘り下げている。また、国際協調、環境と気候危機、包摂と非差別、子どもと青少年、文化と遺産保護という5つの新しい軸が組み込まれた。

### (2)バルパライソ州大火災の放火容疑者の逮捕

5月25日、バレンスエラ農業大臣は、本年2月にバルパライソ州で発生し137名が死亡した大火災の放火容疑者の逮捕について、「極めて重大である。捜査は進展中でありこれを見守っている。もし事件が故意であったなら真実と正義がなされなければならない」と述べた。報道によれば、逮捕されたのは、国家森林公社(CONAF)の消火隊員と消防ボランティアの2名で、両者とも同日、裁判所の決定により予防拘禁に付された。

### (3)労働時間短縮法の施行状況

5月28日、当地ディアリオ・フィナンシエロ紙は、労働時間短縮法施行1カ月後の状況を報じている。チリ労働省によると、昨年中に週40時間労働制を実施した企業は1万8,481社。そして本年中に3万1,089社の企業が労働時間を週40時間に短縮する予定である。同法においては、2028年4月までに週40時間労働への移行が達成されなければならないとされているが、本年4月25日に週45時間労働から週44時間への最初の短縮が適用され始めたばかりであることを考慮すれば、既にかかなりの数である。

#### (4)ボリッチ政権に関する世論調査(「Cadem」(5月第3週))

ア ボリッチ大統領の施政を評価するか。(括弧内は4月第3週の結果)

評価する :28%(32%)

評価しない :66%(62%)

どちらでもない : 4%( 4%)

わからない、無回答 : 2%( 2%)

イ 労働環境及び労働時間

(ア)現在の勤務形態

オフィスに出勤 :77%

テレワーク : 8%

出勤とテレワーク両方 :13%

わからない、無回答 : 2%

(イ)労働時間短縮法により雇用者は労働時間を短縮したか。

短縮した :53%

短縮していない :44%

わからない、無回答 : 3%

(ウ)労働時間が週40時間になることによりどのような好影響があるか。

ワークライフバランス :80%

労働者のメンタルヘルス:78%

雇用の創出 :56%

給料の増加 :55%

国の経済 :51%

ウ 経済・社会の現状

(ア)チリは良い方向に向かっているか。(括弧内は4月第3週の結果)

向かっている :27%(25%)

向かっていない :67%(70%)

(イ)チリ経済は現在発展しているか。

発展している :23%(23%)

停滞もしくは後退している:77%(78%)

#### (5)南部治安情勢

ア 5月7日、テムコ口頭刑事裁判所は、先住民過激派組織「アラウコ県及びマジエコ県共同体連合(CAM)」指導者のエクトル・ジャイトウル被告に対して、国家治安法違反、木材窃盗等により合計懲役23年の実刑判決を言い渡した。同被告の弁護人であるボルケス弁護士は、「今回の判決は政治的・人種的な迫害に基づいている」として無効確認

請求を起こす予定であり、国際機関に訴えることも否定しないと述べた。

イ 5月30日、チリ上院は、非常事態宣言の延長を承認し、同宣言の7月4日までの期限延長が決定された。対象範囲は、これまで同様、アラウカニア州全体、そしてビオビオ州のアラウコ県及びビオビオ県である。

### **3 外交**

#### **(1) 国連外交**

ア ポリッチ大統領及びバン・クラベレン外相は、5月2日及び3日に当地で開催された国連システム事務局調整委員会(CEB)に出席するため当地を訪問した国連関係機関の各代表と会談を実施した。なお、同委員会の中南米での開催はこれが初めてである。

イ 5月2日、ポリッチ大統領は、グテーレス国連事務総長と会談を実施した。このほか、CEB開催の機会に、ターク国連人権高等弁務官、ゲオルギエヴァIMF専務理事、シュタイナー国連開発計画(UNDP)総裁と会談を実施し、一連の会談には、バン・クラベレン外相及び関係閣僚が同席した。

ウ バン・クラベレン外相は、上述会談への同席のほか、アシネリ・ラテンアメリカ開発銀行(CAF)副代表、サウロ世界気象機関(WMO)事務局長、ウングボ国際労働機関(ILO)事務局長、アンダーセン国連環境計画(UNEP)事務局長、オコンジョ＝イウェアラ世界貿易機関(WTO)事務局長、ポープ世界移住機関(IOM)事務局長、グランディ国連難民高等弁務官とそれぞれ会談を行い、精力的に国連外交に取り組んだ。

#### **(2) ウクライナ情勢**

ア 5月15日、バン・クラベレン外相は、スヴィリデンコ・ウクライナ第一副首相と会合を実施した。同第一副首相は、6月15日及び16日にスイスで開催予定のウクライナ平和サミットに向けて中南米各国を訪問している。

イ 5月22日、ポリッチ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を実施した。ゼレンスキー大統領は、ポリッチ大統領を、本年6月15日にスイス・ルセルナにおいて実施予定のウクライナ平和サミットへ出席するよう招待した。ポリッチ大統領は、6月9日から18日の間に実施される欧州訪問の機会に同サミットに出席する予定であり、スイスに加え、ドイツ、スウェーデン及びフランスに訪問予定である。

#### **(3) パレスチナ・イスラエル情勢**

5月24日、チリ政府は、国際司法裁判所(ICJ)が採択した「ガザ地区における集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約の適用(南アフリカ対イスラエル)」の事案の枠組みにおける新たな暫定措置に関する判断を下した決定を評価・支援することを表明した。声明においては、特に、ICJのイスラエルの可及的速やかなラファ市における軍事攻撃の停止、基本的サービス及び人道的支援の供給を可能とするラファ市への通路の開放

の維持及び国連関連機関によるジェノサイドに関する調査ミッションのガザ地区へのアクセスの保障に向けた措置の適用に関する要請を評価し、イスラエルがICJによる暫定措置を遵守するよう再度要請した。

#### **(4)対中南米**

ア 5月6日、チリ政府は、パナマにおいて実施された大統領選挙において勝利を収めたムリノ・パナマ大統領候補に対する祝意を表明した。

イ 5月20日、チリ政府は、アビデナデル・ドミニカ共和国大統領が再選し、2度目の大統領としての任期を務める結果となった完全な選挙に対し同国国民に祝意を表明した。

ウ 5月27日、バン・クラベレン外相は、平和友好条約締結40周年の機会にアルゼンチンを訪問し、モンディノ亜外相と会談を実施した。両外相は、同会談において、平和友好条約締結40周年に向けた準備について取り組むとともに、国境における便宜及び最適化に関する協力、南極協力、エネルギー統合、貿易関係及び中南米地域に関する様々なテーマについて対話した。

#### **(5)チリの外交政策に関する報告**

ア 5月24日、バン・クラベレン外相は、2023－24年のチリの外交政策に関する説明会を開催した。同外相は、2023－24年の外交政策の成果及び進捗を振り返った後、2024－25年におけるチリ外交政策の戦略的優先課題として、①同盟関係の多様化、②成長戦略の強化、③価値及び原則に基づく同盟構築、④地域間対話の最大化、⑤環境問題への取組みの5項目を挙げて説明を行った。

イ 日本との関係では、国際協力に関する項目において、JICAの技術協力プロジェクト「KIZUNA2(中南米カリブ地域における災害に強靱で持続可能な社会の構築プロジェクト)」が言及された。

(了)